

資料編

- 1.敦賀市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会設置要綱
- 2.敦賀市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員
- 3.日本国児童憲章
- 4.子どもの権利条約（要約）

— 日本ユニセフ協会抄訳 —

敦賀市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 敦賀市エンゼルプラン（平成15年3月策定）をもとに、すべての子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業を画期的に実施するための次世代育成支援対策地域行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するため、敦賀市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) その他行動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員会は、市長が指名した委員をもって構成する。
- 3 委員に欠員ある場合については、市長が必要と認める者を補充することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、行動計画の策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、それぞれ委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員（代理出席を含む）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部児童家庭課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

敦賀市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員

区分	分野	推薦団体・所属団体	氏名	備考
指名	議会	敦賀市議会	今大地晴美	
指名	福祉	民生委員児童委員 主任児童委員	下野郁尚	委員長
指名	福祉	母子寡婦福祉連合会	瞿曇隆子	
指名	保育	私立保育園連絡協議会	岩崎由紀子	
指名	保育	子育てサークル	菊池しのぶ	
指名	保育	子育て支援	竹林浩美	
指名	幼稚園	私立幼稚園連絡協議会	徳本達之	
指名	保健医療	敦賀市医師会	宮川史朗	副委員長
推薦	健全育成	敦賀市PTA連合会	上野健治	
推薦	健全育成	敦賀市子ども会育成連合会	塚谷津弥子	
推薦	健全育成	敦賀市地域活動連絡協議会 (母親クラブ)	清水多恵子	
指名	公募	一般市民	山本貴美子	
指名	公募	一般市民	佐藤貴美枝	
指名	保育	公私立保育園代表	大西通代	
選任	行政	福井県嶺南振興局 敦賀児童相談所所長	村田実	
選任	行政	福井県嶺南振興局 二州健康福祉センター所長	荒川正吉	
選任	行政	敦賀市教育長	吉田勝	
選任	行政	敦賀市健康福祉部長	角野敦弘	

日本国児童憲章

われわれは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい概念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1　すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2　すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童にはこれにかわる環境が与えられる。
- 3　すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4　すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5　すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
- 6　すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7　すべての児童は、職業訓練を受ける機会が与えられる。
- 8　すべての児童は、その労働において、心身の発達が阻害されず、教育を受ける機会を失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分保護される。
- 9　すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境から守られる。
- 10　すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11　すべての児童は、身体が不自由な場合または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12　すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

子どもの権利条約（要約） — 日本ユニセフ協会抄訳 —

子どもの権利条約

この条約は次の4つの子どもの権利を守ることを定めています。

そして子どもにとって一番いいことは何かということを考えなければならないとうたっています。日本も1994年にこの条約を批准しました。

1. 生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2. 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考え方や信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3. 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。

障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4. 参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のかがいや、男か女か、どのような言葉を使うか、どんな宗教を信じているか、どのような意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

第3条 子どもにとってもっとよいことを

子どもに關係のあることを行うときには、子どもにもっとよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親（保護者）は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

第8条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。

第9条 親と引き離されない権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、会ったり連絡したりすることができます。

第10条 他の国にいる親と会える権利

国は、はなればなれになっている家族がお互いが会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるよう努めなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。

第11条 よその国に連れ去られない権利

国は、子どもがむりやり国外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想、良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親（保護者）は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。

第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくりたり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第16条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人にしられたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。
国は、マスメディア（本・新聞・テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条 虐待・放任からの保護

親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることができないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条 家庭を奪われた子どもの保護

子どもは、家族といっしょにくらせなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらいうることができます。

第21条 養子縁組

子どもを養子縁組にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。

第22条 難民の子ども

ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども（難民の子ども）は、その国で守られ、援助を受けることができます。

第23条 障害のある子ども

心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実して暮らせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

第24条 健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。

第25条 病院などの施設に入っている子ども

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。

第26条 社会保障を受ける権利

子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、暮らしを手助けしなければなりません。

第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第28条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からははずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

第32条 経済的搾取、有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守られなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条 ゆうかい・売買からの保護

国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条 ごうもん・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたまひされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。

第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていくことはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条 犠牲になった子どもを守る

子どもがほうっておかれたり、むごいしうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。

第40条 子どもに関する司法

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われなければなりません。

{第41条以下省略}